

河内町告示第24号

平成26年第2回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月13日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 平成26年6月5日

2. 場 所 河内町議会議場

平成26年第2回（6月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	6月5日	木	午前10時	本会議	開会 調査特別委員会審査報告 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号～報告第3号 質疑・討論・採決 報告第4号～報告第7号 質疑 議案第1号～議案第5号 議案説明 請願第1号 常任委員会付託 散会
2	6月6日	金		休 会	議案調査
3	6月7日	土		休 会	議案調査
4	6月8日	日		休 会	議案調査
5	6月9日	月		休 会	議案調査
6	6月10日	火		休 会	議案調査
7	6月11日	水		休 会	議案調査
8	6月12日	木	午前10時	本会議	開議 一般質問 議案第1号～議案第5号 質疑・討論・採決 請願第1号 質疑・討論・採決 閉会

平成26年第2回
河内町議会定例会会議録 第1号

平成26年6月5日 午前10時00分開会

1. 出席議員 11名

1番	雑賀茂君	3番	服部隆君
4番	篠田英一君	5番	野澤良治君
6番	青野正君	7番	星野初英君
8番	牧山龍雄君	9番	福智正之君
10番	廣瀬裕君	11番	大野佳美君
12番	宮本秀樹君		

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	石山和雄君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	関口富士子君
福祉課長	小川輝文君
福祉課参事	大槻正己君
出納室長	林博行君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩橋弘

1. 会議録署名議員

- 9 番 福 智 正 之 君
10 番 廣 瀬 裕 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成26年6月5日（木曜日）

午前10時00分開会

議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
日程2. 会期の件について
日程3. 学校給食に使用する米の購入契約にかかる調査特別委員会審査報告
日程4. 諸報告
日程5. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（河内町税条例等の一部を改正する条例）
日程6. 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程7. 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度河内町一般会計補正予算（第7号））
日程8. 報告第4号 平成25年度河内町土地開発公社事業決算について
報告第5号 平成25年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第6号 平成25年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第7号 平成25年度河内町水道事業会計予算繰越報告について
日程9. 議案第1号 河内町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例
議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第3号 河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号 平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第5号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第1号）
日程10. 請願第1号 「かわち寿大学」存続を求める請願について

1. 本日の会議に付した事件

日程 1. 会議録署名議員の指名について

日程 2. 会期の件について

日程 3. 学校給食に使用する米の購入契約にかかる調査特別委員会審査報告

日程 4. 諸報告

日程 5. 報告第 1 号

日程 6. 報告第 2 号

日程 7. 報告第 3 号

日程 8. 報告第 4 号

報告第 5 号

報告第 6 号

報告第 7 号

日程 9. 議案第 1 号

議案第 2 号

議案第 3 号

議案第 4 号

議案第 5 号

日程 10. 請願第 1 号

午前 10 時 00 分開会

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまより、平成26年第2回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は11名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、藤崎和則氏の傍聴を許可いたします。

○議長（篠田英一君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） それでは、

9 番 福 智 正 之 君

10 番 廣 瀬 裕 君

両名を指名いたします。よろしくお願ひします。

○議長（篠田英一君） 日程 2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日6月5日から6月12日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日6月5日から6月12日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程3、学校給食に使用する米の購入契約にかかる調査特別委員会審査報告でございます。

この件につきましては、平成26年第1回定例会において特別委員会が設置され、閉会中の事務調査とし、審査が行われました。今回、学校給食に使用する米の購入契約にかかる調査特別委員会委員長より、その報告の申し出がありました。

ここで、特別委員会委員長より報告をお願いします。

星野特別委員会委員長、登壇願います。

〔学校給食に使用する米の購入契約にかかる調査特別委員長星野初英君登壇〕

○学校給食に使用する米の購入契約にかかる調査特別委員長（星野初英君） おはようございます。学校給食に使用する米の購入契約にかかる調査特別委員会審査報告をさせていただきます。

去る3月11日に開催されました平成26年第1回河内町議会定例会本会議において設置された、学校給食に使用する米の購入契約にかかる調査特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月20日、全委員出席のもと委員会を開催し、学校給食に使用する米の購入契約にかかる不透明なところについて明確な説明を求めることを趣旨として、雑賀町長、大野教育長、萩原教育委員会事務局長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

調査内容の1点目として、学校給食運営委員会の会議内容及びどのように決定したのかについては、学校給食運営委員会では、「米の購入については決定していない。給食委員会が出された安心・安全な米を使用してほしい」という答申に基づき、仕様書を作成し、町内15の業者に公平に見積もりを依頼したところ、提出されたのが5社であった。その後の選考については、幼稚園給食において品質及び現地調査等を行い精査の上、決定してもらうという内容でした。

2点目として、「見積書提出にかかる通知が公文書でなく、事務局の通知でよいのか。また、それに漏れた業者のみに通知を出したのはなぜか」については、「決定するのは町では

なく業者であり、事務局が出した通知は不適切であった。今後は、きちんと決裁を受けた上で通知するよう厳重に注意し、通知文については早急に出し直しをさせる」とのことでした。

3点目の、5社を選定した理由については、「5社を選定したのではなく、15社に見積もりを依頼した結果、提出してくれたのが5社であった」ということ。見積書の提出依頼をした15社については、「関東農政局に届け出を出している町内の業者である」との説明でした。

以上のことから、当委員会の趣旨でありました学校給食に使用する米の購入契約にかかる不透明なところについて、明確な説明を求めることについての目的は達成されましたので、当委員会はこれで終了とし、今後必要な調査は担当常任委員会で行うことといたしました。

最後に、町執行部に対し、事務改善要望として、町が発送する重要な文書については、必ず町長までの決裁を受けること。また、文書内容は慎重に検討し、くれぐれも住民に誤解を与えることのないようお願いし、報告を終わります。

平成26年6月5日

学校給食に使用する米の購入契約にかかる
調査特別委員会委員長 星野初英

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

○議長（篠田英一君） 日程4、諸報告でございます。

雑賀町長より報告をお願いいたします。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆様おはようございます。関東地方もまもなく梅雨入りすると思われませんが、本日は、平成26年第2回河内町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございました。

去る5月8日、日本創成会議の人口減少問題検討分科会から衝撃的な発表がありました。2040年に河内町の人口は5,369人になってしまい、消滅の可能性があると言われました。

分科会によると、二十歳から39歳の女性人口の推計が2010年との比較で50%以上減少する市町村を消滅可能性都市と定義づけたもので、全国で49.8%に当たる896の市区町村、県内では18市町村が消滅可能性都市と判断され、当町は3番目に減少率が高く、人口は一番少なくなってしまう。民間組織の推計とはいえ、厳しい警告であります。人口減少は不可避とはいえ、減少ペースを緩和し、地域崩壊を食い止めるため、政府は、総合戦略本部を設置する方針を固めました。戦略本部は従来の子育て支援に加え、地方行政、地域経済活性化などを一体的に見直し、東京一極集中の是正に取り組みます。

このような中、本年2月、学校統合有識者会議から学校統合についての答申がなされました。この答申を受けまして、先月29日、議員の皆様には、学校統合の基本的な町の考え方、計画案についてご説明申し上げました。集団生活を通して教育の成果をより上げるには一定の児童、生徒数が必要なことは議論の余地はありません。文部科学省も、少子化を背景に小中学校の統廃合を促進するため、統廃合の基準を定めた指針を58年ぶりに見直します。

新指針では、小規模校についてのデメリットも明示し、さらに学校施設の整備のほか、スクールバスの費用などに対する財政支援の拡充も盛り込む予定です。これからの当町を担っていく子供たちの教育的効果を最優先に考え、学校本来の持つ集团的機能の充実のため、そして、10年後、20年後を見据えたまちづくりのため、学校統合はぜひ進めなければなりません。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

4月12日、圏央道の稲敷、神崎インターチェンジ間が開通しました。橋本知事は「圏央道開通で利便性が向上し、沿線に注目が集まっている」と挨拶しました。圏央道は、本年度、神崎インターチェンジ、東関東大栄ジャンクション間が開通予定で、開通により常磐道と東関東道がつながります。来年度にはつくば中央インターチェンジ、境古河インターチェンジ間が開通し、県内部分が全線開通する予定です。開通による物流や人の流れのスムーズ化といった効果に期待したいと思います。

圏央道関連では、平川地内の県道江戸崎下総線と利根川堤防上を走る取手東線の交差点は坂路による変則交差点で危険な状態であったため、圏央道稲敷東インターチェンジへのアクセス道路として改良が望まれていましたが、今回の開通に合わせ、ことし2月の車道部の供用開始に続き歩道部も完成し、来月4日に完成披露会を行います。議員の皆様並びに多くの町民の皆様からの力強いご支援を賜り、町政を担わせていただきましてから1年がたちました。これからも町政の主役は、町民の皆様であることを肝に銘じ、常に町民の皆様視点に立って物事を考え、郷土河内の発展のため、精いっぱい努力する覚悟でございますので、議員の皆様、町民の皆様、今後の町政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

○議長（篠田英一君） 日程5から日程9の審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 平成26年第2回河内町議会定例会提出案件の提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成26年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町税条例等の一部を改正したので報告するものであります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成26年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町国民健康保険税条例の一部を改正したので報告するものであります。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年度河内町一般会計補正予算（第7号）でありまして、3月補正後の予算総額に1億1,007万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4,556万4,000円とするものであります。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、地方交付税2,208万2,000円、繰越金8,210万4,000円を増額するものであります。

歳出予算につきましては、総務費の総務管理費として、公共施設整備基金1億1,000万円、ふるさと寄附基金7万2,000円を積み立てて計上するものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、町道整備事業及び道路橋梁災害復旧費について、当該工事が完了できないことから予算を翌年度に繰り越しするために設定するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分したので、報告するものであります。

報告第4号 平成25年度河内町土地開発公社事業決算について、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年度河内町土地開発公社事業決算につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号 平成25年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援システム構築業務、かなえつ認定こども園厨房室天井改修工事、町道整備事業及び道路橋梁災害復旧費にかかる繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

報告第6号 平成25年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年度予算において繰越明許費を設定しました流域下水道整備事業97万2,000円につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

報告第7号 平成25年度河内町水道事業会計予算繰越報告について、ご説明申し上げます。

本件は、河内町水道管理事務所内受変電設備更新工事の工期延長に伴う工事請負費の繰

り越しについて、地方公営企業法第26条の規定により、平成25年度河内町水道事業会計予算繰越の報告をするものであります。

議案第1号 河内町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、学校教育法施行令の一部改正に伴い、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒に対し、早期からの一貫してより充実した教育支援を行うこととし、その名称を変更することとなったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、障害児就学指導委員会の名称を教育支援委員会と改め、また、学校活性化支援事業の廃止に伴い、ティーム・ティーチングに係る非常勤講師の報酬を定めた部分を削るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成26年3月27日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に8,316万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億9,706万4,000円とするものであります。

第1表の歳入予算の主なものにつきましては、県支出金6,032万2,000円、繰越金1,924万7,000円を増額するものであります。

歳出予算の主なものにつきましては、総務費169万5,000円、衛生費249万3,000円、農林水産業費7,711万1,000円、土木費112万9,000円を増額するものであります。

以上、報告7件及び議案5件について、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

○議長（篠田英一君） 日程5、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専

決処分第1号、河内町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 報告第1号 河内町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正により、河内町税条例等の一部を改正したものでございます。主な改正点は次のとおりとなっております。

本則では、法人税割の税率について、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、法人税割の税率を12.3%から9.7%に引き下げるものでございます。

町民税の納税義務者等について、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備になります。法人税の申告納付について、法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備でございます。

法人税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備をするものです。

附則の中で主な改正点は8点ございます。公益法人等に係る町民税の課税の特例について、租税特別措置法改正に伴う所要の措置をするもの。居住用財産等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、単に課税標準の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するもの。肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの。新築住宅等に対する固定資産税について、耐震改修が行われた要安全確認記載建築物等に対する減額措置の創設。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの。一般株式及び上場株式等に係る個人町民税の課税の特例について規定を明確化するもの。旧民法第34条の法人から移行した一般社団法人等に係る非課税措置の廃止。東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととするための規定の削除をするものです。

施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、法人税割の税率の変更については平成26年10月1日、公益法人等に係る町民税の課税の特例及び東日本大震災に係る特例については平成27年1月1日、町民税の納税義務者及び法人税の申告納付及び法人税の納期限延長の場合の延滞金については平成28年4月1日、一般株式及び上場株式等に係る個人町民税の課税の特例については平成29年1月1日より施行する。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第1号 河内町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程6、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君） それでは、報告第2号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本件は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税における後期高齢者支援金分の賦課限度額を14万円から16万円に、介護納付金の賦課限度額を12万円から14万円に引き上げるとともに、低所得者の保険税負担を軽減するために減額措置にかかわる軽減判定所得の算定方法を変更するものであります。また、あわせて、特別徴収対象被保険者であったものにかかわる仮徴収に関する規定の整備に伴う条ずれを措置するものであります。

この条例の施行期日は、平成26年4月1日です。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

報告第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分の承認を求

めることについて、専決処分第2号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程7、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 平成25年度河内町一般会計補正予算(第7号)について議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

報告第3号は、平成25年度河内町一般会計補正予算（第7号）でありまして、3月補正後の予算額に1億1,007万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億4,556万4,000円とするものであります。

第1表の歳入予算につきましては、地方交付税の普通交付税は調整復活による追加交付金166万9,000円、震災復興特別交付税は決定額2,041万3,000円をそれぞれ計上し、寄附金は、ふるさと寄附金確定額として7万2,000円を計上、繰越金は、決算額として8,210万4,000円を増額計上し、諸収入の雑入は町職員派遣に係る人件費負担金581万4,000円を計上するものであります。

歳出予算につきましては、総務費の総務管理費として公共施設整備基金1億1,000万円、ふるさと寄附基金7万2,000円を積み立て計上するものであります。

第2表の繰越明許費につきましては、土木費の町道整備事業126万4,000円及び災害復旧費の道路橋梁災害復旧費833万1,000円について、年度内完了ができないことから、予算を翌年度に繰り越しするために設定するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で専決処分したので報告するものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

報告第3号の質疑を求めます。

11番大野佳美君

○11番（大野佳美君） 先ほど、財政課長のほうから説明は伺いましたけれども、一般会計予算で1億1,000万ありますよね、それが専決処分するということに対して、そんなに、いとまがなかったのか、そこら辺、ちょっと。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 専決処分、交付税等は3月末に大体決定いたします。それで、先ほども説明したように、昨年を除き、それまでも同じように専決処分しておりますので、今回も5月までの期日がありますので、4月の中旬以降に大体数字が固まりますので、今回も専決処分をさせていただきました。

○議長（篠田英一君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） 1億1,000万円という金額で、行き先は基金ということですが、専決処分しなくてもこの定例会で補正でも間に合うのではないですか、この金額なら。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 今までも同じように専決処分しておりまして、5月末が役場の決算でございますので、今回、補正で25年度の河内町の補正予算に入っております。

専決処分の承認を求めることということで、補正予算で報告してあるのですが、その前に補正予算ということでしょうか。

○議長（篠田英一君） 11番大野佳美君。

○11番（大野佳美君） いとまがないのでしたら専決も仕方ないと思うのですが、それなりに基金に行くのですから、できれば、この中で定例会で追加するような形で補正するような形をとったほうがいいのではないのですか。何も専決処分で処理してしまうのかということで、前回も質問したように、やっぴいこととしなくても間に合うことは、専決処分しなくてもいいのではないかということですよ。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 役場の決算が5月末なので、これが3月末に確定していれば、3月の補正とかに入れることができるのですけれども、あくまでも見込みですので、一応、それが確定するのが4月中旬くらいに大体数字が固まります。それで4月中旬なので一応、3月31日として25年度分ですので、専決処分ということでお願いしております。

○議長（篠田英一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 平成25年度河内町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程8、報告第4号から報告第7号を一括して議題といたします。

報告第4号から報告第7号までの質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

以上で、報告第4号から報告第7号の報告が終わりました。

○議長（篠田英一君） 日程9、議案第1号から議案第5号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、担当課長に議案の説明を求めます。

萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 議案第1号 河内町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本件は、学校教育法施行令の一部改正に伴い、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒に対し、早期から一貫した教育支援を充実させることとし、その名称を河内町教育支援委員会条例に改め、本条例の第1条及び第2条を改めるものでございます。

附則、施行期日、1、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用します。

経過措置としまして、2、改正前の条例により任命または委嘱された委員である者は、改正後の条例により委員として任命または委嘱されたものとみなす。3、改正前の条例により選出された委員長及び副委員長である者は、改正後の条例により委員長及び副委員長として選出されたものとみなす。4、改正前の条例により任命された調査員は、改正後の条例により調査員として任命されたものとみなす。5、施行前に当該諮問に対する答申が出されていない者は、河内町教育支援委員会に出された諮問とみなす。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に議案の説明を求めます。

萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） 議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、学校活性化支援事業の廃止に伴い、第9条ただし書きを削り、別表第3、職名の欄中「障害児就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改めるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に議案の説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 議案第3号 河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の概要をご説明いたします。

本件は、消防団員の処遇改善を図るため、本年4月1日から退職報償金が一律5万円、最低支給額が20万円に引き上げられたことに伴い、支給額表を改めるものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、担当課長に議案の説明を求めます。

椿水道課長。

○水道課長（椿 法男君） それでは、議案第4号 平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成25年度河内町水道事業会計の未処分利益剰余金2,704万9,266円について、減債積立金に1,350万円、建設改良積立金に1,354万9,266円をそれぞれ積み立てることにより処分するため議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第1号）について、担当課長に議案の説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 議案第5号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案第5号は、平成26年度河内町一般会計補正予算でありまして、当初予算の額に8,316万2,000円を追加し、予算の総額を37億9,706万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして、県支出金の県補助金は被災農業者向けの補助金5,968万9,000円の計上であり、繰越金は本補正予算の財源調整のため、1,924万7,000円を計上するものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の徴税費は、社会保障と税番号制度関連システム改修に係る委託料128万6,000円の計上、衛生費の保健衛生費として、未熟児養育医療給付に係る扶助費241万9,000円の計上であります。農林水産業費の農業費は、ことし2月の豪雪による農業用ビニールハウス等の被害に係る補助金7,674万3,000円の計上であり、土木費の土木管理費は、新利根川土地改良区における道路復旧工事の町負担分112万9,000円を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例、議案第2号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 河内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 平成25年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第5号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第1号）の5件については、本日は議案調査のため、説明のみにとどめ、6月12日に質疑、討論、採決をしたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（篠田英一君） 日程10、請願第1号 「かわち寿大学」存続を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明を省略し、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は、所管の教育厚生常任委員会に付託し、慎重なる審議をいたしたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、教育厚生常任委員会に付託することに決しました。

なお、付託案件、審査結果につきましては、最終日6月12日本会議において、常任委員長より報告をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は6月12日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時47分散会